## 御意見と御意見に対する考え方

【御意見】

【御意見に対する考え方】

## 規制強化について

「(1)排水基準の強化」においては、単位排水量あたりの含有量の許容限度についての規定はあるが、総量についての規定はない。しかし、環境への影響を最小限に抑えるためには、今後、最終的な亜鉛の総量を低減する必要がある。

亜鉛の排水規制について、現時点では総量による規制を実施する考えはございません。しかしながら、今回の規制強化実施後における環境基準の達成状況等を踏まえて、必要に応じて総量による規制や生産工程での亜鉛の使用量の削減、非特定汚染源の解明などについて検討してまいりたいと考えております。

できるだけ細かい時間単位(一日単位、時間単位)での排出量を記録し、極大量を減らす行動とつなげて行く必要があると考える。細かい時間単位での測定には、現行規定に記載する方法よりも、電気化学測定法が適しており、規定の測定法に、電気化学測定法を追加することが有効と考える。

環境基準、排水基準等の公定分析法については、これまでに、必要に応じ、適宜見直しを行ってきたところです。また、現在、省力化や省コスト化につながる自動測定機や簡易測定機等を活用した分析法について検討を進めているところです。今後とも、御指摘の測定法を含め、省力化や省コスト化につながる測定方法の公定法への適用可能性について、必要性や緊急度、測定装置の開発状況等を踏まえながら、総合的に検討を行ってまいりたいと考えております。

今回規制を行ったが、何年か経過後本政策の科学的な評価を行ってもらいたい。すなわち、水生生物に対する亜鉛の実環境中の影響に関する調査把握を行い、その結果によっては必要な見直しを考慮していただきたい。

水生生物の保全に係る環境基準に関しては、フィールド調査研究を含め、水環境中の汚染物質の水生生物への影響に関して必要な調査研究を継続的に実施しているところであり、今後とも常に適切な科学的判断を加えていくべきものと考えております。

本政策に関する取り組みには、国が 主体となって技術的、政策的な支援 を実施することをお願いしたい。 平成18年4月に出されました、中央環境審議会の答申においても、「国が主体となって技術的、政策的な支援、さらには官民一体となった取組努めること」と記載されており、国として、今後も排水処理技術の開発支援や排出量削減に向けた取組を進めていく考えです。

## 基準につ いて

暫定排水 | 汲み取り便所から回収した人の糞尿 を処理する流域処理センターでは、 排水処理のスラッジの脱水ケーキを 排出しています。このスラッジに含ま れる亜鉛含有量は 1000mg/kg 程度 であり、排出水に溶出している可能 性があります。現在は排水中の亜鉛 濃度検査実績がありませんが、全国 の流域処理センターの現状を把握 し、その結果により上記特定事業場 の暫定対象となるか否かを判断して いただきたい。

当該施設は、水質汚濁防止法の特定施設 区分としては「し尿処理場(水質汚濁防止法 施行令第1条別表第1の72)」に該当しま

暫定基準を適用する業種を検討するに際し て、全国のし尿処理場に関する亜鉛の排出 濃度でデータを検証した結果、新しい排水基 準である 2mg/l を超過する事例が見られな いことから、し尿処理場を暫定基準の適用対 象とはいたしませんでした。

なお、当該施設を含む、全国のし尿処理場 における排水濃度の実態については今後も その状況把握に努めていく考えです。

当社は電気亜鉛めっきを主力に生産 活動を行っています。よって、排水分 析結果では、現在の許容限度 5mg/l に近い数値になっています。ちなみ に、平成 18 年度の平均値は、 3.1mg/l となっております。この分析 数値を下げるべく改善努力は行って いますが、下がらないのが現状で す。今回の改正が行われた場合、当 社の死活問題につながりかねませ  $h_{\circ}$ 

今回の規制強化に際して、亜鉛の特殊性を 勘定し、一部の業種について暫定基準を設 定しています。

御社が属する電気めっき業につきましても、 処理技術の現状等を踏まえて、暫定排水基 準を適用することとしております。

したがいまして、省令施行後5年間は、従来 どおりの排水基準(5mg/l)が適用されること となります。

暫定基準に関する詳細は

http://www.env.go.jp/council/toshin/t090 9-h1809.html

に掲載されている、中央環境審議会の答申 を御覧下さい。

## その他に ついて

下水道と発電所が残留塩素を流して いる。これは基準値がないから起き ている。このような物質を、何時まで 野放ししているのか。

今回の意見募集は、亜鉛の排水基準を改め るのに伴い、排水基準を定める省令を改正 することについて行ったものです。御意見は 意見募集の対象となっているものではありま せんが、今後、適宜参考にさせていただくた めの御意見として掲載させていただきます。